

令和5年厚木市農業委員会9月定例総会議事録

日 時 令和5年9月25日 月曜日 午後1時30分から午後2時まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子 2番 早 川 暁

3番 内 海 則 行 4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久 6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘 8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治 10番 大 矢 和 人

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者 11番 中 丸 豊

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告15件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告10件)
- 3 裁判官からの農地等の現況に係る照会に対する調査結果 (報告1件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告2件)
- 5 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について (9件)
- 6 議案第40号 農用地利用集積計画の決定について (15件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。
これより、令和5年厚木市農業委員会9月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、1番の小池よし子委員、2番の早川暁委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。
今回報告する対象は、8月14日から9月11日までに受け付けしたものでございます。
それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、5件、5筆、面積は1,248.77平方メートルでございます。
法第5条につきましては、10件、13筆、面積は3,217.88平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、15件、18筆、面積は4,466.65平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、8月14日から9月11日までに受付した

ものについて、それぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は6人、農地の所有権を取得された相続人は10人、筆数は延べ40筆、面積は延べ16,433平方メートルでございます。あっせんの希望は、全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「裁判官からの農地等の現況に係る照会に対する調査結果」についてを議題といたします。事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「裁判官からの農地等の現況に係る照会に対する調査結果」について御報告いたします。

本件につきましては、令和5年8月22日付けで横浜地方裁判所小田原支部民事部裁判官から、農地の現況について照会があったものでございます。

対象地は下依知字中河原2筆、登記簿地目は田、合計面積は1,883平方メートルです。

所有者は、東京都港区芝公園2丁目の株式会社A、代表取締役Bさんでございます。

調査いたしましたところ、当該地は市街化調整区域内の土地ですが、令和4年3月18日付けで農地転用許可済みで、現在駐車場として利用されていることを確認いたしました。

国からの通達に基づき、地目変更登記に係る登記官からの照会の取り扱いに準ずる事務処理となりますことから、事務局長専決事項として調査結果を回答いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は2件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は茅ヶ崎市新栄町にお住まいのCさん、対象地は七沢字金井1筆、登記地目は田、面積は315平方メートルです。

当該地は、航空写真で確認できる平成21年には既に盛土をされており、砂利等が混じっていることから農地として利用できない状況でいることが認められ、現在に至っているもので、平成21年撮影の航空写真及び平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋委員に資料による確認をいただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願提出者は上荻野にお住まいのDさん、対象地は上荻野字沓掛1筆、登記地目は畑、面積は932平方メートルです。

当該地は、平成21年に願出人が相続した時点で、山林化しており、現在に至っているもので、平成21年撮影の航空写真でも確認することができます。

これらの経過を踏まえ、曾根委員及び高澤委員に現地確認をいただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

全ての案件について、地区担当委員から、農地法に規定する農地及び採草放牧地に該当しないとの御判断をいただいたため、神奈川県が定める農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、それぞれ非農地証明書を交付したことを御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は9件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は下津古久字鎌田1筆、現況地目は畑、面積は23平方メートルです。

渡人は下津古久にお住まいのEさん、受人は下津古久にお住まいのFさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人及び母の2人です。

次に2番でございます。

対象となる農地は愛甲西三丁目1筆、現況地目は畑、面積は353平方メートルでございます。

渡人は愛甲西1丁目にお住まいのGさん、受人は愛甲西3丁目にお住まいのHさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。

労働力につきましては、本人及び子の配偶者の2人です。

次に3番でございます。

対象となる農地は戸田字鈴木田1筆、現況地目は田、面積は991平方メートルです。

渡人は戸田にお住まいのIさん、受人は戸田にお住まいのJさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子2人の4人です。

次に4番でございます。

対象となる農地は戸田字橋外2筆、同鶴田1筆及び同鴉町2筆、現況は田及び畑、合計面積は1,570平方メートルでございます。

渡人は戸田にお住まいのIさん、受人は戸田にお住まいのKさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻及び露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、配偶者、及び子2人の4人です。

次に5番でございます。

対象となる農地は戸田字鈴木田4筆、同橋外2筆及び同鶴田1筆、現況地目は田及び畑、合計面積は2,979平方メートルでございます。

渡人は戸田にお住まいのIさん、受人は戸田にお住まいのLさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻及び露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、配偶者、父及び母の4人です。

次に6番でございます。

対象となる農地は戸田字鴉町2筆、現況は全て田、合計面積は987平方メートルでございます。

渡人は戸田にお住まいのIさん、受人は戸田にお住まいのMさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、配偶者、父及び母の4人です。

次に7番でございます。

対象となる農地は愛甲字扱免1筆、現況は田、面積は991平方メートルでございます。

渡人は愛甲東3丁目にお住まいのNさん、受人は愛甲東3丁目にお住まいのOさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子の3人です。

次に8番でございます。

対象となる農地は山際字南海道2筆、現況は全て田、合計面積は545平方メートルでございます。

渡人は三田にお住まいのPさん、受人は山際にお住まいのQさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植機。

労働力につきましては、本人及び姉の2人です。

最後に9番でございます。

対象となる農地は小野字竹ノ内2筆、現況は全て田、合計面積は1,622平方メートルでございます。

渡人は清川村煤ヶ谷にお住まいのRさん外2人、受人は飯山の有限会社S代表取締役Tさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、代表取締役及び取締役4人の5人です。

1番から9番までの全てにおいて、農地法に規定する各基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程6、議案第40号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

本議案は15番までございますが、1番については内海委員が関係する事案です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、内海委員の退出を求めます。

[内海委員退室]

<議長>

それでは、日程6、議案第40号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、事務局の説明を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました議案第40号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、御説明申し上げます。

貸人は海老名市国分寺台2丁目にお住まいのUさん、借人は下津古久にお住まいのVさんでございます。

対象となる農地は下津古久字上仲田2筆、地目は全て畑、合計面積は948平方メートルの内474平方メートルです。

利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権設定で、更新設定でございます。

農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第40号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第40号「農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定されました。

ここで、内海委員を入室させてください。

[内海委員入室]

<議長>

それでは、日程6、議案第40号「農用地利用集積計画の決定」の2番から15番までについて、事務局の説明を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました議案第40号「農用地利用集積計画の決定」の2番から15番までについて、御説明申し上げます。

お諮りする案件は14件でございます。

2番から15番までの合計集積面積は、21,101.8平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が8件、11筆、10,208.8平方メートルで、賃借権が6件、16筆、10,893平方メートルです。

地目別では、田が12筆、7,797平方メートル、畑が17筆、13,304.8平方メートルです。

利用目的別では、水稻が5件、普通畑が6件、果樹が2件並びに普通畑及び果樹が1件です。

契約期間別では、3年間で11件、6年間で3件となっており、新規設定が4件、更新設定が10件でございます。

2番から15番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第40号「農用地利用集積計画の決定」の2番から15番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第40号「農用地利用集積計画の決定」の2番から15番までについて、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和5年厚木市農業委員会9月定例総会を閉会いたします。

令和5年9月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
